

技術資料

大臣認定書の発行について

Ver.2

2010年9月13日

1. 適応範囲

本資料は 3M™ 建築内装材製品、3M™ 建築アルミ外装改修用フィルムおよび 3M™ 建築窓ガラス用製品の大臣認定書発行について記載したものです。

対象製品	
3M™ ダイノック™ フィルム	3M™ 枠・建具改修用シート
3M™ ダイノック™ フィルム ネオシリーズ	3M™ フィクサル™ フィルム
3M™ スクリーンホワイトボードフィルム	3M™ スコッチテント™ ウインドウフィルム
3M™ 玄関ドアリフォームシート	3M™ ファサラ™ ガラスシェード

2. 大臣認定書の発行について

国土交通省による「申請図書の簡素化関係」※1として、当社が取得した不燃材料の大臣認定書は「財団法人 建築行政情報センター <http://www.icba.or.jp/index.php>」が管理するデータベースに掲載しております。2010年6月1日以降は基本的に、審査側(特定行政庁、建築主事、指定確認審査機関など)が構造方法などの認定データベース等により認定書の内容を確認できる場合には、申請図書の簡素化の主旨を踏まえ、申請者等に対して認定書の写しの提出が省略されることになりました。財団法人 建築行政情報センターのホームページでデータベースに登録されているリストを誰でも確認することができます。ただし、認定書の内容を確認できるのは、審査側のみです。

※1 建築確認手続き等の運用改善の方針について

<申請図書の簡素化関係>

3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略(技術的助言等)

建築材料(防火材料、シックハウス建材)、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について大臣認定データベースの登録を義務化することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における大臣認定書の写しの添付の省略を技術的助言等により徹底する。

(国土交通省 平成22年1月22日 建築確認手続き等の運用改善の方針について、<2>運用改善案の概要、より抜粋)

以上の理由により、2010年9月1日以降、大臣認定書は当社から発行(送付)致しません。

ただし大臣認定書の表紙のみ、必要があれば写しを発行させていただきますので大臣認定書(写し)発行依頼書に必要事項をご記入の上弊社までお送り下さい。(依頼書は弊社にてご用意しております。)

製品の仕様及び外観は予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。本書に記載してある事項、技術上の資料並びに勧告はすべて、当社の信頼している実験に基づいていますが、その正確性若しくは完全性について絶対的な保証はしません。使用者は使用に先立って製品が自己の用途に適合するか否かを判断し、それに伴う危険と責任もすべて負うものとします。売主及び製造者の義務は不良であることが証明された製品を取り替えることだけであり、それ以外の責任はご容赦ください。本書に記載されていない事項若しくは勧告は、売主及び製造者の役員が署名した契約書によらない限り当社は責任を負いません。

3M、ダイノック、フィクサル、スコッチテント、ファサラ は、3M社の商標です。



住友スリーエム株式会社
コンストラクションマーケット事業部

〒158-8583
東京都世田谷区玉川台2-33-1
<http://www.mmm.co.jp/cmd/>

Please Recycle. Printed in Japan

© 3M 2010. All rights reserved